

令和2年 春の全国交通安全運動 青森県トラック協会実施計画

青森県トラック協会（以下、青ト協という。）は、全日本トラック協会、青森県交通対策協議会及び東北運輸局策定の実施計画に基づき、下記のとおり令和2年春の全国交通安全運動実施項目を定め、4月6日（月）から同月15日（水）までの期間中、一人ひとりの自覚と協力によって実施項目の徹底を図り、本交通安全運動を推進する。また、実施にあたっては、全国運動重点に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組むものとする。

記

- 全国運動の重点 -

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (3) 自転車の安全利用の推進

- 実施事項 -

1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。特に、事業用トラックによる事故の半数を追突事故が占め、かつ、死亡事故の4分の1が交差点で発生している現状を踏まえ、下記（1）「追突事故の防止」、（2）「交差点事故の防止」及び（3）「飲酒運転の根絶」を最重点推進項目として徹底する。

< 最重点推進項目 >

（1）追突事故の防止

事業用トラックにおける事故の半数を占める追突事故を防止するため、国土交通省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」及び全ト協で制作した「トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」等を活用し、追突事故防止の徹底を図る。また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及を促進する。

（2）交差点事故の防止

全ト協制作の「トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～」を活用した運転者教育を実施するとともに、横断歩道手前で最徐行又は一時停止の励行と、左右をバランスよく安全確認することを徹底させ、交差点左折時の自転車巻き込み事故及び右折時の横断歩行者との事故防止の徹底を図る。また、交差点等における左折事故防止対策の取り組みとして、車載カメラ装着車両の普及促進を図る。

(3) 飲酒運転の根絶

酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施を徹底する。

< 重点推進項目 >

(4) 子供と高齢者の交通事故防止

子供と高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。また、信号機のない横断歩道における歩行者の優先を徹底する。

(5) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度で走行することを励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

(6) 運転中の携帯・スマートフォン等の使用禁止の徹底

運転中の携帯電話、スマートフォン等の通話及び操作禁止と、道路交通法の一部改正による罰則強化について周知徹底を図る。

(7) 高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り 1 時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を徹底する。

(8) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(9) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

(10) 過労運転の防止

事業者は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(11) 「WEB 版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB 版ヒヤリハット集」等を活用した K Y T を実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2. 車両の安全性確保

事業者等は、大型トラックのスペアタイヤ等について平成30年10月1日から3ヶ月ごとの定期点検が義務付けられていることを踏まえつつ、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車の車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

4. 広報活動の推進

- (1) 青ト協は、ポスター、会報、ホームページ等により、本運動の主旨の徹底を図る。
- (2) 事業者は、社内報等の他、ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示や、運行管理者及び運転者を対象とする講習会等への参加に努め、本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図るよう働きかける。
- (3) 青ト協は、テレビ、ラジオ放送、新聞広告を活用した交通安全運動のPRを行い、運転者のほか、広く一般市民に対し交通安全意識の高揚を図る。特に、4月10日（金）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることに重点を置く。

5. 報 告

本運動終了後、青ト協本部経由にて青森運輸支局長へ実施結果報告書を提出いたしますので、4月17日（金）までに下記提出先へ送付、持参願います。（期日厳守）

提出方法 : 郵送、FAX、持参 いずれも可
提出先 : 郵送先 〒030-0111 青森市大字荒川字品川111-3
公益社団法人青森県トラック協会 交通安全運動係
FAX 017-729-2266

参考資料等については、青ト協ホームページ(<http://aotokyo.or.jp>)「青ト協からのお知らせ」からダウンロード出来ますので、ご活用ください。

国土交通省「トラック追突事故防止マニュアル」
トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～
トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～
飲酒運転防止対策マニュアル
トレーラハンドブック
鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック
事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル

トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）
WEB版ヒヤリハット集
自動車点検整備推進運動実施要領
不正改造車を排除する運動実施要領
トラックの重大事故にかかる統計データ
国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」配信サービス